

平成24年11月14日

【照会先】

広島労働局職業安定部職業対策課

課長 平岡富士男

課長補佐 佐々木敏弘

地方障害者雇用担当官 三島 浩徳

(代表電話) 082 (502) 7832

(FAX) 082 (502) 7835

## 平成24年 障害者雇用状況の集計結果

(平成24年6月1日現在)

障害者の雇用の促進等に関する法律は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等に、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告することを求めている。

広島労働局では、今般、広島県内に本社のある民間企業の事業主等及び地方公共団体等から提出された平成24年6月1日現在の障害者雇用状況の報告を集計し、その結果を取りまとめた。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定することとしています。（民間企業の場合は1.8%→2.0%）。

### －結果の概要－

【民間企業（法定雇用率1.8%）】

○ 雇用障害者数は7,888.0人で9年連続で前年を上回った。

○ 実雇用率は1.78%

○ 法定雇用率達成企業の割合は48.5%

【公的機関（同2.1%、都道府県などの教育委員会は2.0%）】

2.1%の法定雇用率が適用される機関

○ 雇用障害者数 839.5人、実雇用率 2.30%

2.0%の法定雇用率が適用される機関

○ 雇用障害者数 232.0人、実雇用率 2.08%

【独立行政法人（同2.1%）】

雇用障害者数 11.0人、実雇用率 1.65%

## 1 民間企業における状況

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率及び法定雇用率達成企業割合

- ・ 民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は7,888.0人で、前年より4.47%（337.5人）増加した。
- ・ 雇用障害者のうち、身体障害者は5,329.0人（前年度比+1.47%）、知的障害者は2,071.5人（前年度比+10.22%）、精神障害者は487.5人（前年度比+16.35%）であった。
- ・ 実雇用率は1.78%（前年は1.77%）、法定雇用率達成企業の割合は48.5%（前年は49.1%）であった。  
なお、法定雇用率未達成企業938社のうち、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は573社で、未達成企業全体の61.1%を占めている。  
（別紙1、別紙2、別紙3参照）

### ○ 企業規模別状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56人～100人未満規模企業で849.5人、100人～300人未満で1,784.5人、300人～500人未満で950.5人、500人～1,000人未満で1,074.5人、1,000人以上で3,229.0人であった。
- ・ 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率1.78%と比較すると、300人～500人未満規模企業（1.88%）及び1,000人以上（2.17%）で上回り、56人～100人未満（1.37%）、100人～300人未満（1.49%）及び500人～1,000人未満（1.76%）については下回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、56人～100人未満規模企業が48.4%、100人～300人未満が49.9%、300人～500人未満が39.7%、500人～1,000人未満が45.3%、1,000人以上が57.4%であった。  
（別紙1参照）

### ○ 産業別状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、卸売・小売業（1,587.0人）で大きく伸びている。（前年比+29.0%）
- ・ 実雇用率は、製造業（2.08%）、医療・福祉（2.08%）及び生活関連サービス業・娯楽業（3.30%）では大きく法定雇用率を上回っているのに対し、飲食店、宿泊業（0.99%）、教育、学習支援業（1.24%）及び学術研究、専門技術サービス業（1.39%）において、低調な雇用率となった。  
（別紙1参照）

## 2 公的機関における状況

- 2.1%の法定雇用率が適用される機関に在職している障害者の数は839.5人で、前年より1.39%（11.5人）増加し、実雇用率は2.30%で前年から0.05%上昇した。（前年は2.25%）。  
また、雇用率達成機関割合においても、前年から13.8%ポイント上昇し、93.8%となった（前年は80.0%）。

【未達成機関】2機関（平成24年6月1日現在）

福山市、庄原市立西城市民病院

- 2.0%の法定雇用率が適用される県の教育委員会に在職している障害者の数は232.0人で、前年より11.0%（23.0人）増加し、実雇用率は、2.08%で前年から0.23%ポイント上昇し（前年は1.85%）、法定雇用率を達成している。

【未達成機関】0機関（平成24年6月1日現在）

（別紙1、別紙4、別紙5参照）

### 3 独立行政法人における状況

- 独立行政法人（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は11.0人で、前年より10.0%（1.0人）増加し、実雇用率は、1.65%で前年から0.58%ポイント低下した。（前年は2.23%）

【未達成機関】1機関

尾道市立大学

（別紙5参照）

（注1） 障害者の数については、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

（注2） 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）が成立し、平成21年4月1日から段階的に施行されている。

## 障害者の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成24年6月1日現在)

## 1 民間企業における障害者の雇用状況

区分	企業数 社	雇用状況					実雇用率 %	雇用率達成 企業数 企業	雇用率達成 企業割合 %	
		算定基礎 労働者数 人	障害者の数							
			A 重度 障害者数 人	B A以外 の障害者数 人	C 重度以外 の短時間の 障害者数 人	D 合計 A×2+B +C×0.5 人				
企業計	1,820 (1,802)	442,453.0 (426,868.5)	1,778 (1,745)	4,030 (3,844)	604 (433)	7,888.0 (7,550.5)	1.78 (1.77)	882 (885)	48.5 (49.1)	
規模別	56人～ 100人未満	834 (759)	62,163.0 (55,493.5)	164 (130)	485 (414)	73 (48)	849.5 (698.0)	1.37 (1.26)	404 (366)	48.4 (48.2)
	100人～ 300人未満	722 (744)	120,051.5 (114,020.0)	360 (352)	961 (930)	207 (158)	1,784.5 (1,713.0)	1.49 (1.50)	360 (387)	49.9 (52.0)
	300人～ 500人未満	131 (162)	50,520.0 (56,143.0)	213 (227)	501 (572)	47 (43)	950.5 (1,047.5)	1.88 (1.87)	52 (73)	39.7 (45.1)
	500人～ 1,000人未満	86 (87)	61,063.0 (58,722.0)	231 (227)	583 (550)	59 (48)	1,074.5 (1,028.0)	1.76 (1.75)	39 (34)	45.3 (39.1)
	1,000人以上	47 (50)	148,655.5 (142,490.0)	810 (809)	1,500 (1,378)	218 (136)	3,229.0 (3,064.0)	2.17 (2.15)	27 (25)	57.4 (50.0)
	産業別	建設業	55 (55)	11,241.5 (11,144.5)	42 (40)	88 (86)	1 (2)	172.5 (167.0)	1.53 (1.50)	27 (28)
製造業		502 (503)	132,497.5 (139,686.0)	799 (821)	1,127 (1,243)	58 (65)	2,754.0 (2,917.5)	2.08 (2.09)	283 (303)	56.4 (60.2)
情報通信業		43 (42)	8,466.5 (9,046.0)	54 (56)	56 (53)	0 (1)	164.0 (165.5)	1.94 (1.83)	15 (12)	34.9 (28.6)
運輸業		136 (138)	33,050.5 (32,768.5)	73 (70)	329 (295)	71 (65)	510.5 (467.5)	1.54 (1.43)	70 (60)	51.5 (43.5)
卸売・小売業		310 (302)	105,654.5 (86,663.5)	259 (233)	973 (720)	192 (88)	1,587.0 (1,230.0)	1.50 (1.42)	124 (115)	40.0 (38.1)
金融・保険業、 不動産業		57 (59)	20,355.0 (20,596.0)	69 (65)	153 (164)	20 (11)	301.0 (299.5)	1.48 (1.45)	26 (24)	45.6 (40.7)
飲食店、宿泊業		43 (38)	6,014.0 (5,440.5)	13 (13)	28 (29)	11 (8)	59.5 (59.0)	0.99 (1.08)	13 (11)	30.2 (28.9)
医療、福祉		345 (330)	52,091.0 (48,373.5)	209 (195)	592 (587)	151 (100)	1,085.5 (1,027.0)	2.08 (2.12)	185 (185)	53.6 (56.1)
教育、学習支援業		43 (42)	5,903.5 (5,783.0)	19 (16)	34 (37)	2 (1)	73.0 (69.5)	1.24 (1.20)	17 (19)	39.5 (45.2)
複合サービス業		16 (15)	7,393.0 (7,393.5)	29 (29)	65 (65)	6 (5)	126.0 (125.5)	1.70 (1.70)	9 (6)	56.3 (40.0)
サービス業		156 (164)	30,796.0 (30,704.0)	80 (74)	259 (246)	80 (74)	459.0 (431.0)	1.49 (1.40)	65 (71)	41.7 (43.3)
学術研究、専門 技術サービス業		52 (52)	9,418.0 (9,765.0)	34 (33)	62 (64)	1 (0)	130.5 (130.0)	1.39 (1.33)	24 (23)	46.2 (44.2)
生活関連サービス業 娯楽業		49 (49)	6,879.0 (6,861.0)	42 (44)	138 (132)	10 (12)	227.0 (226.0)	3.30 (3.29)	16 (21)	32.7 (42.9)
その他		13 (13)	12,693.0 (12,643.5)	56 (56)	126 (123)	1 (1)	238.5 (235.5)	1.88 (1.86)	8 (7)	61.5 (53.8)

- (注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。  
2 障害者の数のA欄「重度障害者数」には、精神障害者の数及び短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度障害者の数は含まれていない。精神障害者の数及び短時間労働者である重度障害者の数はB欄に含まれている。  
3 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、A欄の重度障害者数(重度身体障害者及び重度知的障害者)は、法律上1人を2人に相当するものとして、C欄の重度以外の短時間の障害者数は、法律上1人を0.5人に相当するものとして、合計においてカウントを行っている。  
4 ( )内は前年の数値である。

## 2 公的機関における障害者の雇用状況

区分	機関数 機関	職員数 (除外職員等を除く) 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成 機関数 機関	雇用率達成 機関割合 %
			A 重度 障害者数 人	B A以外 の障害者数 人	C 重度以外 の短時間の 障害者数 人	D 合計 A×2+B +C×0.5 人			
2.0%が適用される機関	1 (1)	11,163.0 (11,289.0)	41 (42)	150 (125)	0 (0)	232.0 (209.0)	2.08 (1.85)	1 (0)	100.0 (0.0)

- (注) 1 法定雇用率2.0%が適用される機関は、県の教育委員会及び一定の市町の教育委員会である。  
それ以外の機関は、法定雇用率2.1%が適用される。  
2 ( )内は、前年の数値である。

## 障害種別の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成24年6月1日現在)

## 民間企業における障害種別雇用状況

区分	障害者の数 人	身体障害者の数				知的障害者の数				精神障害者の数			
		A 重度障害者数 人	B A以外 の障害者数 人	C 重度以外の 短時間の 障害者数 人	D 合計 A×2+B +C×0.5 人	A 重度 障害者数 人	B A以外 の障害者数 人	C 重度以外の 短時間の 障害者数 人	D 合計 A×2+B +C×0.5 人	B 常用の 精神障害者 数 人	C 短時間 の精神障害 者数 人	D 合計 B+C×0.5 人	
企業計	7,888.0 (7,550.5)	1,383 (1,362)	2,437 (2,431)	252 (194)	5,329.0 (5,252.0)	395 (383)	1,173 (1,039)	217 (149)	2,071.5 (1,879.5)	420 (374)	135 (90)	487.5 (419.0)	
規模別	56人～ 100人未満	849.5 (698.0)	129 (111)	338 (301)	26 (27)	609.0 (536.5)	35 (19)	119 (85)	28 (12)	203.0 (129.0)	28 (28)	19 (9)	37.5 (32.5)
	100人～ 300人未満	1,784.5 (1,713.0)	319 (302)	642 (634)	94 (56)	1,327.0 (1,266.0)	41 (50)	210 (208)	76 (66)	330.0 (341.0)	109 (88)	37 (36)	127.5 (106.0)
	300人～ 500人未満	950.5 (1,047.5)	189 (204)	301 (373)	24 (31)	691.0 (796.5)	24 (23)	144 (137)	10 (7)	197.0 (186.5)	56 (62)	13 (5)	62.5 (64.5)
	500人～ 1,000人未満	1,074.5 (1,028.0)	207 (203)	358 (343)	17 (21)	780.5 (759.5)	24 (24)	162 (157)	26 (17)	223.0 (213.5)	63 (50)	16 (10)	71.0 (55.0)
	1,000人以上	3,229.0 (3,064.0)	539 (542)	798 (780)	91 (59)	1,921.5 (1,893.5)	271 (267)	538 (452)	77 (47)	1,118.5 (1,009.5)	164 (146)	50 (30)	189.0 (161.0)
産業別	建設業	172.5 (167.0)	41 (39)	79 (78)	0 (0)	161.0 (156.0)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	4.0 (4.0)	7 (6)	1 (2)	7.5 (7.0)
	製造業	2,754.0 (2,917.5)	530 (554)	717 (792)	23 (32)	1,788.5 (1,916.0)	269 (267)	295 (336)	31 (21)	848.5 (880.5)	115 (115)	4 (12)	117.0 (121.0)
	情報通信業	164.0 (165.5)	54 (56)	49 (43)	0 (1)	157.0 (155.5)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	6 (9)	0 (0)	6.0 (9.0)
	運輸業	510.5 (467.5)	64 (63)	226 (205)	35 (29)	371.5 (345.5)	9 (7)	78 (70)	19 (22)	105.5 (95.0)	25 (20)	17 (14)	33.5 (27.0)
	卸売・小売業	1,587.0 (1,230.0)	230 (205)	427 (341)	73 (37)	923.5 (769.5)	29 (28)	428 (297)	66 (31)	519.0 (368.5)	118 (82)	53 (20)	144.5 (92.0)
	金融・保険業、 不動産業	301.0 (299.5)	67 (65)	125 (138)	14 (8)	266.0 (272.0)	2 (0)	11 (10)	2 (2)	16.0 (11.0)	17 (16)	4 (1)	19.0 (16.5)
	飲食店、宿泊業	59.5 (59.0)	12 (13)	18 (18)	3 (0)	43.5 (44.0)	1 (0)	8 (11)	2 (2)	11.0 (12.0)	2 (0)	6 (6)	5.0 (3.0)
	医療、福祉	1,085.5 (1,027.0)	169 (160)	320 (335)	52 (37)	684.0 (673.5)	40 (35)	197 (179)	67 (44)	310.5 (271.0)	75 (73)	32 (19)	91.0 (82.5)
	教育、学習支援業	73.0 (69.5)	19 (16)	33 (35)	0 (1)	71.0 (67.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	1 (2)	2 (0)	2.0 (2.0)
	複合サービス業	126.0 (125.5)	25 (24)	49 (49)	0 (0)	99.0 (97.0)	4 (5)	12 (12)	4 (3)	22.0 (23.5)	4 (4)	2 (2)	5.0 (5.0)
	サービス業	459.0 (431.0)	70 (65)	190 (186)	48 (43)	354.0 (337.5)	10 (9)	45 (35)	21 (18)	75.5 (62.0)	24 (25)	11 (13)	29.5 (31.5)
	学術研究、専門 技術サービス業	130.5 (130.0)	34 (33)	53 (56)	0 (0)	121.0 (122.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	9 (8)	1 (0)	9.5 (8.0)
	生活関連サービス業 娯楽業	227.0 (226.0)	13 (14)	35 (39)	3 (5)	62.5 (69.5)	29 (30)	96 (86)	5 (6)	156.5 (149.0)	7 (7)	2 (1)	8.0 (7.5)
	その他	238.5 (235.5)	55 (55)	116 (116)	1 (1)	226.5 (226.5)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	10 (7)	0 (0)	10.0 (7.0)

(注)1 身体障害者の数及び知的障害者の数のA欄の重度障害者数には短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)である重度障害者の数は含まれていない。短時間労働者である重度障害者の数はB欄に含まれている。

2 障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、A欄の重度障害者数(重度身体障害者及び重度知的障害者)は、法律上1人を2人に相当するものとして、C欄の重度以外の短時間の障害者数は、法律上1人を0.5人に相当するものとして合計においてカウントを行っている。

3 ( )内は前年の数値である。

(別紙3)

## 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

厚生労働省広島労働局職業安定部

(平成24年6月1日現在)

区分	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数						障害者の 数が0人で ある企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 7人以下	7.5人以上		
企業計	938 (100.0)	624 (66.5)	183 (19.5)	73 (7.8)	32 (3.4)	19 (2.0)	7 (0.7)	573 (61.1)	
規模別	56人～ 100人未満	430 (100.0)	430 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	416 (96.7)
	100人～ 300人未満	362 (100.0)	165 (45.6)	146 (40.3)	39 (10.8)	12 (3.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	157 (43.4)
	300人～ 500人未満	79 (100.0)	17 (21.5)	27 (34.2)	22 (27.8)	7 (8.9)	6 (7.6)	0 (0.0)	0 (0.0)
	500人～ 1,000人未満	47 (100.0)	10 (21.3)	6 (12.8)	11 (23.4)	10 (21.3)	8 (17.0)	2 (4.3)	0 (0.0)
	1,000人以上	20 (100.0)	2 (10.0)	4 (20.0)	1 (5.0)	3 (15.0)	5 (25.0)	5 (25.0)	0 (0.0)
産業別	建設業	28 (100.0)	22 (78.6)	5 (17.9)	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	22 (78.6)
	製造業	219 (100.0)	147 (67.1)	41 (18.7)	17 (7.8)	9 (4.1)	3 (1.4)	2 (0.9)	113 (51.6)
	情報通信業	28 (100.0)	21 (75.0)	6 (21.4)	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (53.6)
	運輸業	66 (100.0)	42 (63.6)	13 (19.7)	6 (9.1)	2 (3.0)	2 (3.0)	1 (1.5)	43 (65.2)
	卸売・小売業	186 (100.0)	122 (65.6)	33 (17.7)	13 (7.0)	7 (3.8)	8 (4.3)	3 (1.6)	117 (62.9)
	金融・保険業、 不動産業	31 (100.0)	14 (45.2)	9 (29.0)	4 (12.9)	1 (3.2)	3 (9.7)	0 (0.0)	17 (54.8)
	飲食店、宿泊業	30 (100.0)	16 (53.3)	9 (30.0)	2 (6.7)	3 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	23 (76.7)
	医療、福祉	160 (100.0)	114 (71.3)	26 (16.3)	14 (8.8)	4 (2.5)	1 (0.6)	1 (0.6)	100 (62.5)
	教育、学習支援業	26 (100.0)	18 (69.2)	6 (23.1)	2 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	18 (69.2)
	複合サービス業	7 (100.0)	2 (28.6)	3 (42.9)	1 (14.3)	0 (0.0)	1 (14.3)	0 (0.0)	1 (14.3)
	サービス業	91 (100.0)	57 (62.6)	20 (22.0)	7 (7.7)	6 (6.6)	1 (1.1)	0 (0.0)	59 (64.8)
	学術研究、専門 技術サービス業	28 (100.0)	21 (75.0)	3 (10.7)	4 (14.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (67.9)
	生活関連サービ ス業、娯楽業	33 (100.0)	23 (69.7)	9 (27.3)	1 (3.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	23 (69.7)
	その他	5 (100.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (60.0)

(注)1 上段は企業数、下段は当該企業規模、産業別階級内における構成比。

2 不足数とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## 障害者の雇用状況（全国平均との比較）

厚生労働省広島労働局職業安定部  
（平成24年6月1日現在）

## 1 民間企業における雇用状況

区 分		実雇用率(%)		達成企業の割合(%)	
		広島県	全 国	広島県	全 国
企 業 計		1.78 (1.77)	1.69 (1.65)	48.5 (49.1)	46.8 (45.3)
規 模 別	56人～100人未満	1.37 (1.26)	1.39 (1.36)	48.4 (48.2)	43.7 (43.1)
	100人～300人未満	1.49 (1.50)	1.44 (1.40)	49.9 (52.0)	48.5 (47.0)
	300人～500人未満	1.88 (1.87)	1.63 (1.57)	39.7 (45.1)	46.8 (45.0)
	500人～1,000人未満	1.76 (1.75)	1.70 (1.65)	45.3 (39.1)	47.1 (44.3)
	1,000人以上	2.17 (2.15)	1.90 (1.84)	57.4 (50.0)	57.5 (49.8)
産 業 別	建設業	1.53 (1.50)	1.52 (1.46)	49.1 (50.9)	47.3 (45.3)
	製造業	2.08 (2.09)	1.81 (1.77)	56.4 (60.2)	55.4 (54.1)
	情報通信業	1.94 (1.83)	1.42 (1.39)	34.9 (28.6)	27.1 (26.2)
	運輸業	1.54 (1.43)	1.74 (1.69)	51.5 (43.5)	51.2 (49.1)
	卸売・小売業	1.50 (1.42)	1.48 (1.41)	40.0 (38.1)	36.0 (34.8)
	金融・保険業、 不動産業	1.48 (1.45)	1.67 (1.66)	45.6 (40.7)	37.7 (36.8)
	飲食店、宿泊業	0.99 (1.08)	1.58 (1.49)	30.2 (28.9)	40.9 (39.1)
	医療、福祉	2.08 (2.12)	1.98 (1.90)	53.6 (56.1)	56.7 (55.3)
	教育、学習支援業	1.24 (1.20)	1.42 (1.37)	39.5 (45.2)	41.5 (39.0)
	複合サービス業	1.70 (1.70)	1.59 (1.79)	56.3 (40.0)	49.2 (48.1)
	サービス業	1.49 (1.40)	1.70 (1.60)	41.7 (43.3)	43.0 (41.8)
	学術研究、専門 技術サービス業	1.39 (1.33)	1.50 (1.47)	46.2 (44.2)	34.3 (32.6)
	生活関連サービス業 娯楽業	3.30 (3.29)	1.94 (1.87)	32.7 (42.9)	38.6 (35.6)
その他	1.88 (1.86)	1.84 (1.82)	61.5 (53.8)	53.5 (51.8)	

(注) ( )内は、前年の数値である。

## 2 公的機関における雇用状況

区 分	実雇用率(%)	
	広島県	全 国
雇用率2.1%が適用される機関	2.30 (2.25)	2.30 (2.27)
雇用率2.0%が適用される機関	2.08 (1.85)	1.88 (1.77)

(注) 1 法定雇用率2.0%が適用される機関は、県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。  
それ以外の機関は、法定雇用率2.1%が適用される。

2 ( )内は、前年の数値である。

## 公的機関の雇用状況

厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成24年6月1日現在)

### 1 県の機関の状況 (法定雇用率2.1%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	6,362.5	147.5	2.32	0.0	
広島県(知事部局・議会事務局)	5,722.5	132.5	2.32	0.0	特例認定あり(注4)
広島県警察	640.0	15.0	2.34	0.0	

### 2 市町等の機関の状況 (法定雇用率2.1%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	30,155.5	692.0	2.29	3.5	
広島市	13,414.0	308.5	2.30	0.0	特例認定あり(注4)
呉市	1,729.0	49.5	2.86	0.0	特例認定あり(注4)
竹原市	226.0	7.0	3.10	0.0	
三原市	869.0	19.5	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
尾道市	1,166.0	26.0	2.23	0.0	特例認定あり(注4)
福山市	5,204.0	107.0	2.06	2.0	特例認定あり(注4)(注5)
府中市	354.0	11.0	3.11	0.0	特例認定あり(注4)
三次市	788.0	17.0	2.16	0.0	特例認定あり(注4)
庄原市	576.0	13.0	2.26	0.0	特例認定あり(注4)
大竹市	232.0	4.0	1.72	0.0	
東広島市	1,323.5	30.0	2.27	0.0	特例認定あり(注4)
廿日市市	808.0	21.0	2.60	0.0	特例認定あり(注4)
安芸高田市	409.5	12.0	2.93	0.0	特例認定あり(注4)
江田島市	263.5	5.0	1.90	0.0	
府中町	400.0	8.0	2.00	0.0	特例認定あり(注4)
海田町	161.0	4.0	2.48	0.0	
熊野町	162.0	8.0	4.94	0.0	
坂町	78.0	1.0	1.28	0.0	
安芸太田町	128.0	4.0	3.13	0.0	
北広島町	237.0	4.0	1.69	0.0	
大崎上島町	123.0	2.0	1.63	0.0	
世羅町	354.5	7.0	1.97	0.0	
神石高原町	163.0	3.0	1.84	0.0	
呉市水道局	117.5	4.0	3.40	0.0	
尾道市公立みつぎ総合病院	411.0	9.0	2.19	0.0	
府中市立湯が丘病院	83.0	2.0	2.41	0.0	
庄原市立西城市民病院	102.0	0.5	0.49	1.5	(注6)
安芸太田町病院事業	110.5	2.0	1.81	0.0	
北広島町豊平病院事業	54.5	1.0	1.83	0.0	
宮島競艇施行組合	108.0	2.0	1.85	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該(A)機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該(B)機関に勤務する職員を当該(A)機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 福山市においては、10月1日現在において、障害者の数110.0人、実雇用率2.11%、不足数0.0人となっている。
- 6 庄原市立西城市民病院においては、10月1日現在において、障害者の数3.0人、実雇用率2.94%、不足数0.0人となっている。

3 県の機関の状況（法定雇用率2.0%）

区 分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
広島県教育委員会	11,163.0 (11,289.0)	232.0 (209.0)	2.08 (1.85)	0.0 (16.0)	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ( )内は、前年の数値である。

### 独立行政法人の雇用状況

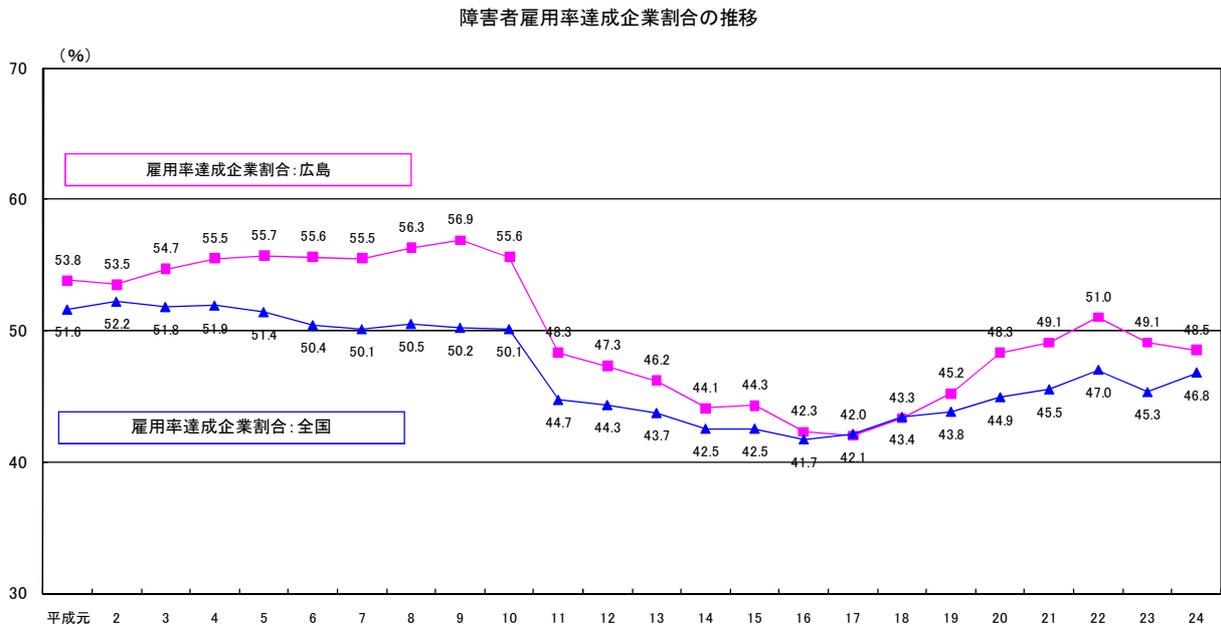
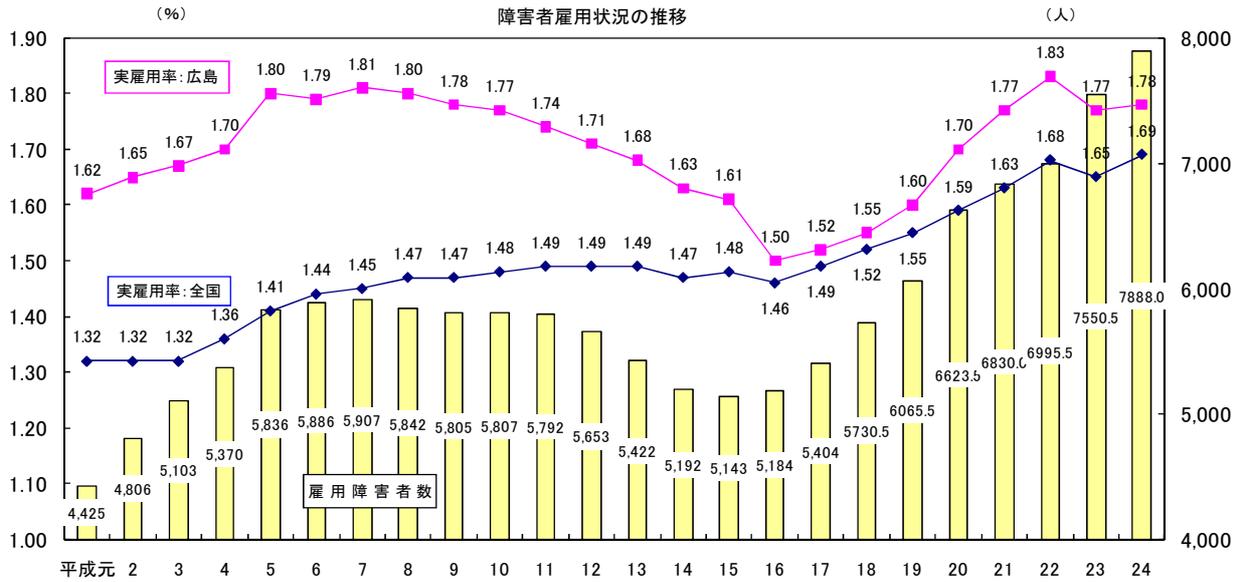
厚生労働省広島労働局職業安定部  
(平成24年6月1日現在)

独立行政法人の状況（法定雇用率2.1%）

区 分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
合 計	668.5 (448.5)	11.0 (10.0)	1.65 (2.23)	1.0 (0.0)	
県立広島大学	268.5 (259.0)	5.0 (5.0)	1.86 (1.93)	0.0 (0.0)	
広島市立大学	189.0 (189.5)	4.0 (5.0)	2.12 (2.64)	0.0 (0.0)	
尾道市立大学	70.0 (-)	0.0 (-)	0.00 (-)	1.0 (-)	(注5)
府中市病院機構	141.0 (-)	2.0 (-)	1.42 (-)	0.0 (-)	(注6)

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ( )内は、前年の数値である。
- 5 尾道市立大学は平成24年4月1日付けで公立大学法人となったので、今年度から対象となった。
- 6 府中市病院機構は平成24年4月1日付けで地方独立行政法人となったので、今年度から対象となった。

◎ 障害者雇用状況の推移



(注)

- 法定雇用率 (～H10) 1.6%、(H11～) 1.8%
- 除外率 (H16) 一律に10%引き下げ(例: 30%→20%、10%→0%)  
(H23) 一律に10%引き下げ(例: 30%→20%、10%→0%)
- 障害者の範囲 (～H4) 身体障害者(重度身体はダブルカウント)、知的障害者  
(H5～) 身体障害者、知的障害者(それぞれ重度はダブルカウント)、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者  
(H18～) 身体障害者、知的障害者(それぞれ重度はダブルカウント)、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者は0.5カウント)  
(H23～) 身体障害者、知的障害者(それぞれ重度はダブルカウント)、精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……………
  - 一般の民間企業 …………… 1. 8%  
(56人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 1%  
〔労働者数48人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 1%  
(48人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 0%  
(50人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となる。

## ◎ 除外率制度について

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

事業主のみなさまへ

## 平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。事業主の皆さまは、ご注意くださいますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	<b>2.0%</b>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<b>2.3%</b>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<b>2.2%</b>

### 障害者雇用率制度とは…

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。  
※失業中の人も含みます。

**ご注意！** 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から**50人以上**に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- 障害者雇用状況の報告
- 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出

など



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

## 障害者雇用 Q&A

### Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

**A1.** 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

### Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

**A2.** 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものではなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

### Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

**A3.** 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

### Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

**A4.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

- 障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク
- 職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- 各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働 >雇用 >施策情報「障害者雇用対策」  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougaihakoyou/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaihakoyou/)

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク